

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和8年7月6日

香川県立丸亀病院長 伊藤 嘉信

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

香川県立丸亀病院医事業務

(2) 委託業務の内容

香川県立丸亀病院医事業務委託仕様書による。

(3) 委託業務の実施場所

香川県立丸亀病院（香川県丸亀市土器町東九丁目291番地）

(4) 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約書作成の要否

要とする。

3 電子契約の可否

可とする。

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年7月21日17時までに質問者名、質問事項を記した文書を5に示した場所に提出すること。

回答は、令和8年7月22日から令和8年7月29日までの間（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）、5に示した場所において閲覧に供するとともに、香川県ホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>）で公開するほか、令和8年7月28日までに、質問者及び本公告に係る入札参加資格確認書を提出した者全員に送付する。

5 質問票等受付・回答閲覧場所

郵便番号 763-8518

住 所 香川県丸亀市土器町東九丁目291番地

香川県立丸亀病院 総務企画課

電話番号 0877-22-2131

6 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和8年8月4日 17時

(2) 開札の日時

令和8年8月5日 10時

(3) 開札の場所

香川県立丸亀病院 総務企画課

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の可否

否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

① 当該入札に参加する者は、下記（3）により減免をされた場合を除き、開札開始時間の前までに、契約をしようとする金額（入札者の見積もった契約金額）の100分の5以上の入札保証金を納付すること。（※消費税等を含んだ金額）

② 開札期日の前日までに納付する者

ア 現金で納付する者は、納付書を渡すので入札執行機関に申し出ること。（納付書により県の指定金融機関等で納付すること。）

イ 保証金に代わる担保として、規則第150条に掲げる有価証券等で納付する者は、保管有価証券納付書（規則第71号様式）に必要な事項を記載し、有価証券等を入札執行機関の出納員に納付すること。（※規則第150条第1項第1号に掲げる国債等の有価証券の担保の価値は、その額面の100分の80に相当する金額）

③ 開札当日に納付する者

ア 入札保証金等納付書（規則第66号様式）に必要な事項を記載して、現金又は保証金に代わる有価証券等を、開札開始時間の前までに入札執行機関の出納員に納付すること。

④ 入札保証金等を開札日の前日までに納付した者は、開札開始時間の前までに納付済通知書又は証券領収書を入札執行職員に提示すること。

⑤ 入札保証金等の還付

ア 開札当日に納付した者は、開札終了後直ちに還付する。

イ 開札前日までに納付した者は、開札終了後に現金の還付請求書（様式自由）又は保管有価証券還付請求書（規則第72号様式）を提出すること。（還付日は、還付手続き終了後に改めて

連絡する。)

ウ 落札した者が納付した入札保証金は、契約締結後に還付する。

- ⑥ 代理人が保証金の納付、還付請求、還付を受けるときは委任状を添えて手続きを行うこと。
- ⑦ 上記②のイ、③、⑤、⑥の手続きに必要な「保管有価証券納付書」等の様式が必要な者は、5に示した連絡先に連絡すること。

(2) 契約保証金

- ① 落札した者は、下記(3)により減免をされた場合を除き、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。
- ② 保証金に代わる担保として、規則第150条に掲げる有価証券等で納付することができる。
- ③ 契約保証金は、契約の履行を確認した後で還付する。

(3) 入札保証金、契約保証金の減免

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和8年7月22日までに入札保証金・契約保証金減免申請書を5に示した場所に提出すること。審査の結果は、令和8年7月28日までに通知する。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- (5) 本公告に係る入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格確認通知書の交付を受けた者であること。
- (6) 資格審査の申請をする日において、稼動病床150床以上の病院を相手とする本件業務委託と同等の業務を一括して受託し、再委託をすることなく誠実に履行している実績が2件以上あること。かつ、同日の直前5年間に於いて、国又は地方公共団体を設置者とする病院を相手とする本件業務委託と同等の業務を一括して受託し、再委託をすることなく誠実に履行した実績が2件以上あること。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9の(6)の要件を満たすことを証明する書類を令和8年7月22日17時までに、5に示した場所に提出(郵送の場合は令和8年7月22日必着)し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和8年7月28日までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。